

令和7年第5回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月15日（火）午前9：00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員（13人）

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	清 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	
	10番	實 穂二
	11番	政岡 廣子
	12番	柿山 あゆみ
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員（3名）

1番	
2番	幸山 真悟
3番	
4番	實村 秀樹
5番	
6番	重 翔太

4. 欠席委員 9番 権山 哲博

欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 常 隆造、5番 東 翼

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請について（9件）

その他

6. 農業委員会事務局員

事務局長　富山　勇生
主　事　大西　弘祐

会議の概要

事務局　おはようございます。先日、町長選挙があり新しい町長が決まりました。本日、ここでご挨拶もしたいと言うことだったのですが、現在、用事で名瀬の方に行かれてますので、また機会を見つけて皆さんの活動の忙い等、お話したいということですので、機会を設けたいと思います。それでは定刻に達しましたので第5回総会を開催いたします。会長の方からご挨拶お願いします。

会長　皆さん、おはようございます。サトウキビ、馬鈴薯等の収穫が終わって一息したところだと思いますが、またサトウキビの管理、植え付け等で、この梅雨の合間ですが数日晴れが続いていますので、作業したいところだと思いますが本日はどうぞよろしくお願いします。それでは定刻を過ぎていますので、本日の会を始めたいと思います。

事務局　本日、農業委員14名中、2番委員も出席予定なので13名、推進委員6名中3名の方が出席いただいております。総会は成立いたしますので始めたいと思います。規則に沿いまして議長は会長の方でよろしくお願いいたします。

議長　それではこれより議事にはいります。まず日程第1、議事録署名人及び会議の書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長　それでは議事録署名人は12番委員、5番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

それでは日程第2、議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 まず初めにA3用紙の一覧表をご覧ください。受付番号37号についてですが、こちらが令和5年7月14日付けで許可が下りております。今回申請者が登記が進んでいないと言うところで新たに申請したんですけど、実際はもう許可が下りているものだったので、今回は保留にさせていただきます。

次に受付番号36号についてですが、字名のところが間違ってまして、上古仲ではなく、板割上古仲でした。訂正をお願いします。

今月の農違法第3条の許可申請は1議案8件です。

議案第1号について受付番号30号から受付番号38号については所有権移転に関する件です。

受付番号32号については譲受人は喜念在住で譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字喜念の畠で面積は2,245m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号30号については譲受人は伊仙在住で譲渡人は目手久在住です。申請農地は大字目手久の畠で面積は3,272m²となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号35号については譲受人は伊仙在住で譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字検福の畠で面積は2,029m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号33号については譲受人は伊仙在住で譲渡人は東京都在住です。申請農地は大字伊仙の畠で面積は4,970m²となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号36号については譲受人は伊仙在住で譲渡人は愛知県在住です。申請農地は大字伊仙の畠で面積は3,123m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号34号については譲受人は崎原在住で譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字崎原の畠で面積は2,935m²となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号38号については譲受人は小島在住で譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字小島の畠で面積は3,664m²です。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号31号については譲受人は小島在住で譲渡人も小島在住です。申請農地は大字小島の畠で面積は991m²です。申請事由といたしましては贈与です。

受付番号30号から38号は別添えの調査書にある通り農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、只今の説明に関連して受付番号32号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

11番 農地法第3条許可申請32号について説明いたします。先月、1番委員、2番推進員と調査いたしました結果、農地法第3条第2項各号には抵触いたしませんので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。なお畑の状況といたしましてはサトウキビを植えてありました。以上です。

議長 これより受付番号32号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので32号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号30号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5番 9番委員が休みなので私が説明いたします。農地法第3条許可申請について30号について先日、9番委員と2番推進員と調査した結果、何ら問題は無いんじゃないかなと思います。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。タンカンが植えられていきました。

議長 これより受付番号30号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号30号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号35号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番 35号について説明をいたします。9番委員が欠席のため私の方から。先般、担当委員と一緒に調査しました。農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。状況はキビあとです。以上です。

議長 これより受付番号35号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号35号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号33号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番 農地法3条許可申請33号についてご説明します。9番委員が欠席のため自分が説明いたします。5月7日に9番委員と1番推進員と共に調査をした結果、何ら問題ないと思われますので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。現状と致しましては、上からサトウキビ、荒れ地、サトウキビになっています。以上です。よろしくお願ひします。

議長 これより受付番号33号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号33号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号36号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番 農地法3条許可申請36号についてご説明いたします。先般、4番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。なお現状としましては上の一筆がキビで下がバナナを植えてありました。

田中 36号につきましては只今の7番委員のご説明の通りでございます。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号36号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号36号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号36号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号34、38、31号を一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番 農地法第3条許可申請34、38、31号についてご説明いたします。先日、1番委員と5番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。なお現況といたしましては34号はキビを植えていますが今から牧草に変えるとのことです。38号は牧草が植えられていました。31号はトウモロコシが植えられていました。

10番 只今、12番委員の説明した通りです。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号34、38、31号について質疑に入りますが、何かご意見等

ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号34、38、31号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号34、38、31号は原案の通り決定いたしました。37号は保留です。以上で日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請についてを終了します。それでは議案は終了いたします。